

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十九条第三項ただし書（同法第六十六条の十五及び金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百号）第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、及び金融商品取引法を実施するため、金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する

内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に

掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(事故の確認を要しない場合)</p> <p>第一百十九条 法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 金融商品取引業者等の代表者等が前条第一号イからホまでに掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が百万円に相当する額を上回らないとき(前各号に掲げる場合を除く。)。</p> <p>十一 〔略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(事故の確認を要しない場合)</p> <p>第二百七十七条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 金融商品仲介業者又はその代表者等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する</p>	<p>(事故の確認を要しない場合)</p> <p>第一百十九条 〔同上〕</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 金融商品取引業者等の代表者等が前条第一号イからホまでに掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき(前各号に掲げる場合を除く。)。</p> <p>十一 〔同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(事故の確認を要しない場合)</p> <p>第二百七十七条 〔同上〕</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 金融商品仲介業者又はその代表者等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する</p>

財産上の利益が「百万円」に相当する額を上回らないとき（前各号に掲げる場合を除く。）。

十一 「略」

「2・3 略」

財産上の利益が「十万円」に相当する額を上回らないとき（前各号に掲げる場合を除く。）。

十一 「同上」

「2・3 同上」

別紙様式第二十二号（第二百四十九条、第二百八十九条関係）

外務員登録申請書

_____ 殿

収入印紙
消印しないこと

申請者	申請年月日	
	商号、名称又は氏名	
	代表者の役職氏名	

外務員の登録を受けたいので、金融商品取引法第64条第3項の規定により登録を申請します。

外務員	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	
	役員又は使用人の別	1 役員 2 使用人

外務員の職務を行ったことの有無及び期間 1 有 2 無

自	至	所属していた金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者の名称

(注意事項)

別紙様式第二十二号（第二百四十九条、第二百八十九条関係）

外務員登録申請書

_____ 殿

収入印紙
消印しないこと

申請者	申請年月日	
	商号、名称又は氏名	
	代表者の役職氏名	

外務員の登録を受けたいので、金融商品取引法第64条第3項の規定により登録を申請します。

外務員	氏名	ふりがな	性別	1 男 2 女
			生年月日	年 月 日
	役員又は使用人の別	1 役員 2 使用人		

外務員の職務を行ったことの有無及び期間 1 有 2 無

自	至	所属していた金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者の名称

(注意事項)

[1～4 略]

[1～4 同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。

(金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正)

第二条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令(令和三年内閣府令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(有価証券等仲介業務に関する禁止行為)</p> <p>第百十一条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約(第一号において単に「特定金融サービス契約」という。)である場合における準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〇十一 略」</p> <p>十二 金融サービス仲介業者又はその役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、当該金融サービス仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買、市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報(外国法人(法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)に係るものを除く。)を、その親法人等若しくは子法人等から受領し、若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供する行為(次に掲げる場合において行うものを除く。)又は親法人等若しくは子法人等から取得した当該特別の情報(当該親法人等又は子法人等が当該顧客(二(1)から(4)までのいずれかに該当する者に限る。)の求めに応じて当該特別の情報の当該金融サービス仲介業者又はその役員若</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(有価証券等仲介業務に関する禁止行為)</p> <p>第百十一条 「同上」</p> <p>「一〇十一 同上」</p> <p>十二 「同上」</p>

しくは使用人への提供を停止することとしている場合であつて、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）における当該特別の情報及び当該親法人等又は子法人等が事前に当該顧客の書面又は電磁的記録による同意を得て提供したものを除く。）を利用して有価証券の売買その他の取引を勧誘する行為

〔イ〜ハ 略〕

ニ 当該金融サービス仲介業者又は当該親法人等若しくは子法人等が当該顧客（次のいずれかに該当する者に限る。）の求めに応じて当該特別の情報の当該親法人等若しくは子法人等又は当該金融サービス仲介業者若しくはその役員若しくは使用人への提供を停止することとしている場合であつて、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）。

〔1〕(3) 略〕

(4) 金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条第一項第二十三号（イに係る部分に限る。）及び第二十四号に掲げる者を除く。）及びその子会社等

〔十三〜二十六 略〕

〔2・3 略〕

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 〔同上〕

〔1〕(3) 同上〕

(4) 金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条第一項第二十三号（イに係る部分に限る。）及び第二十四号に掲げる者を除く。）及びその子会社等

〔十三〜二十六 同上〕

〔2・3 同上〕

<p>(事故の確認を要しない場合)</p> <p>第百十三条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇九 略」</p> <p>十 金融サービス仲介業者又はその代表者等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が<u>百万円</u>に相当する額を上回らないとき（前各号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>十一 「略」</p> <p>「2・3 略」</p>	<p>(事故の確認を要しない場合)</p> <p>第百十三条 「同上」</p> <p>「一〇九 同上」</p> <p>十 金融サービス仲介業者又はその代表者等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が<u>十万円</u>に相当する額を上回らないとき（前各号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>十一 「同上」</p> <p>「2・3 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和四年六月二十二日から施行する。

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第二十二号は、金融商品取引法第六十四条第三項（同法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の登録申請書のうちこの府令の施行の日から起算して六月を経過した日（当該登録申請書が同法第六十四条の七第一項又は第二項（これらの規定を同法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の規定により同法第六十条の七第一項に規定する登録事務を同項に規定する協会に行わせることとする金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者の外務員に係るものである場合において、当該協会が同日前の日をその規則で定めたときは、その日。以下「適用日」という。）以後に提出するものについて適用し、当該登録申請書のうち適用日前に提出するものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。